

墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（給料） 第 2 条 教育長の給料は、月額 <u>8 4 万 8 , 0 0 0 円</u>とする。</p> <p>（給与の支給方法等） 第 5 条 給料及び旅費の支給方法並びに手当の種類、額、支給条件、支給方法その他支給に関しては、墨田区長等の給料等に関する条例（昭和 2 2 年墨田区条例第 7 号）に定めるものの例による。</p>	<p>〔同左〕 第 2 条 教育長の給料は、月額 <u>8 4 万 3 , 0 0 0 円</u>とする。</p> <p>〔同左〕</p>

付 則

この条例は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。